⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 28 February 2014 (tenders submitted by mail 10 : 00 a.m. 28 February 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tokyo Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency 2―4―1, Shibakoen, Minato-ku, Tokyo 105―0011 TEL 03―5403―8732

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

平成 25 年 12 月 18 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　掲載日

平成25年12月10日（号外政府調達第232号）

2　訂正内容

28ページ４段目、「国道45号新小本大橋上部工工事」に係る「入札公告（建設工事）」について「１　工事概要　⑷工事内容」の次に「【新小本大橋】」を追記し、末尾の「橋梁付属工１式」の次に「【新小成橋】鋼２径間連続鈑桁橋　橋長Ｌ＝114.0m、幅員Ｗ＝12.0m、上部工製作・輸送工・架設工約400ｔ、橋梁付属工１式」を追記します。同⑹使用する主要な資機材　鋼材「約2,100ｔ」を「約2,500ｔ」に訂正します。また、「３　総合評価に関する事項　⑴評価項目　②技術提案　指定テーマ」の末尾に「（ただし、新小成橋を除く）」を追記します。

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 25 年 12 月 18 日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局　中国技術事務所長

秋山　良壮

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第１号

1　業務概要

1）品目分類番号　42

2）業務名　水質分析調査業務（電子入札対象案件）

3）業務内容　本業務は、広島県内における直轄管理区間の河川及びダム水質の適正管理を図るため、水質分析を行うとともに分析結果のとりまとめ考察を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

・水質分析　約22,000検体

・水質分析結果のとりまとめ考察　１式

・水質資料整理　１式

4）履行期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日

5）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。又、予定価格が500万円以上の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

6）本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。

7）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

8）本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

2　指名されるために必要な要件

1）入札参加者に要求される資格

⑴　入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　単体企業

ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）中国地方整備局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ）中国地方整備局管内に本店、支店又は営業所があること。

キ）中国地方整備局管内に計量証明事業（濃度）の認定を受けた分析所を有すること。ただし、河川水質試験方法（案）に記載されている保存期間の目安を確実に履行できること。

⑵　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

［1］　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

［2］　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

［3］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記［1］又は［2］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2）入札参加者を選定するための基準　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似業務の実績並びに業務成績、配置予定主任技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価落札方式に関する事項

1）落札者を決定するための基準　入札参加者は、価格及び技術資料（実施方針・実施フロー・工程表・その他）をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負又は委託契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。